

## 個人県民税・市町村民税均等割の税率引上げについて

### 1 特例の創設

東日本大震災からの復興財源を確保するため、震災復興財源確保法が制定され、標準税率の特例が定められたことに伴い、条例を改正し、個人県民税均等割の税率の特例を定めました。

### 2 創設の背景

全国で想定される復旧・復興事業約19兆円のうち、全国の地方団体で行うことが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度）について地方団体自らが財源を確保するため、臨時的な税制上の措置が講じられました。

### 3 特例の内容

各年度分の個人県民税均等割について、500円（年額）加算されます。

（現行）2,000円（年額）

（改正後）2,500円（年額）

（注）上記均等割の額には森林環境税1,000円が含まれます。

### 4 特例期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

### 5 個人市町村民税均等割について

個人市町村民税の均等割についても、震災復興財源確保法制定により特例が定められたことに伴い、各市町村において条例を改正し、次のとおり税率の特例を定めています。

（現行）3,000円（年額）

（改正後）3,500円（年額）

※ 特例による加算額及び期間は、県民税均等割と同様。

### 6 用途

高等学校をはじめとする県有施設の耐震化などの緊急防災・減災事業に活用します。

※ 個人県民税は、市町村において個人市町村民税とあわせて賦課・徴収しています。